

令和3年度 第1回尾道市総合教育会議 次第

日時：令和3年11月25日（木）
午後1時15分～
場所：市庁舎4階委員会室

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 協議
尾道市教育大綱の改定について
- 4 閉会

【配布資料】

- ・資料1 第2次尾道市教育大綱について
- ・資料2 尾道市教育大綱 成果と課題
- ・資料3 尾道市教育大綱（平成29年3月策定）
- ・資料4 第2次尾道市教育大綱【骨子案】
- ・資料5 関係法規

第1回尾道市総合教育会議 出席者名簿

1 構成員

尾道市

市 長	平谷 祐宏
-----	-------

尾道市教育委員会

教 育 長	佐藤 昌弘
教育長職務代理者	奥田 浩久
委 員	豊田 博子
委 員	村上 正則
委 員	木曾 奈美

2 説明員

教育総務部長	川 鱒 雄一
学校教育部長	小柳 哲雄
庶務課長	末國 照明
生涯学習課長	内海 直子
因島瀬戸田地域教育課長	槇原 恭子
美術館長	村上 真由美
学校経営企画課長	三浦 敏忠
教育指導課長	本安 公範
主幹 (スマートスクール担当)	石本 美喜
文化振興課長	山本 淳

第 2 次尾道市教育大綱について

現在の尾道市教育大綱の計画期間が終了となることに伴い、上位計画である尾道市総合計画後期基本計画の策定状況を踏まえながら、新たな教育大綱を策定するものです。

※尾道市の教育振興基本計画として位置づけである尾道教育総合推進計画も令和 3 年度に策定します。

1 大綱及び基本計画について

	教育大綱	教育振興基本計画
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教育基本法
策定主体	地方公共団体の長 ※総合教育会議において協議	地方公共団体
策定方法	国の「教育振興基本計画」を参酌し、その地域の実情に応じ策定 ※第 1 期計画（計画期間：平成 20 年度～平成 24 年度） ※第 2 期計画（計画期間：平成 25 年度～平成 29 年度） ※第 3 期計画（計画期間：平成 30 年度～令和 4 年度）	
範囲等	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 ※必須	地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画 ※努力義務

2 大綱に関する文部科学省の考え方（平成 26 年 7 月 17 日文部科学省初等中等教育局長通知）

(1) 定義

ア 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものである。

イ 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされているが、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものである。

ウ 大綱の対象期間については、4 年から 5 年程度を想定している。

(2) 教育振興基本計画その他の計画との関係

地方公共団体において、教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、教育振興基本計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。

3 本市の教育大綱の策定状況

尾道市教育大綱（平成 29 年 3 月策定）

計画期間：平成 29 年度から令和 3 年度まで（5 年間）

平成 29 年 2 月に開催した総合教育会議での協議を経て策定

（参考）尾道教育総合推進計画（平成 29 年 3 月策定）

計画期間：平成 29 年度から令和 3 年度まで（5 年間）


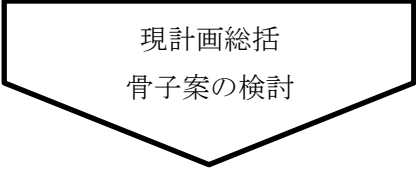
4 計画期間

令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間の計画期間とします。

5 教育大綱策定にあたっての基本的な考え方

- (1) 人口減少、少子高齢化、子供の貧困、人生 100 年時代の到来、新型コロナウイルス感染症の影響等による社会経済情勢の変化、児童生徒数の減少をはじめ、子供の問題行動（いじめ・暴力行為）、不登校の増加、運動に消極的な子供の増加など状況の変化を踏まえる。
- (2) スマートシティ、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、SDGs、シビックプライド（尾道愛）の醸成などの視点を意識して施策及び事業の検討・修正を行う。
- (3) 「広島県 教育に関する大綱」が令和 2 年度に改定されており、参酌する。

6 策定スケジュール（令和 3 年度）

	教育大綱	教育振興基本計画
4 月 ～ 9 月	 骨子案の検討	 現計画総括 骨子案の検討
10 月		策定方針・スケジュール提示
11 月	第 1 回総合教育会議	定例会（施策の体系案協議）
12 月		定例会（計画素案協議）
1 月	議会説明（大綱案について）	勉強会 定例会（計画案協議・決定） 議会説明（計画案について） パブリックコメント
2 月	第 2 回総合教育会議（大綱の決定）	定例会（計画案修正）
3 月	定例会（大綱の報告）	定例会（パブコメ結果報告、計画案承認）

尾道市教育大綱 成果と課題

1 「尾道教育総合推進計画」の着実な推進

(1) 政策の柱 1 夢と志を抱きグローバル社会を生き抜く子どもの育成

① 「確かな学力」の向上

主体的・対話的で深い学びの推進では、「課題発見・解決学習」に係る授業改善の取組を交流し、各学校での実践・改善につなげるとともに、中学校区単位による相互授業参観と校内研修を実施しました。しかし、施策目標である全国学力・学習状況調査（小6・中3）の県平均と本市の正答率は、ほぼ同程度であり目標達成に至っておらず、さらに継続した取組が必要です。今後は、ICT等を活用した個別の学習の充実とともに、15歳の姿をイメージした中学校区で育てたい資質・能力を共有し、中学校区全体で授業改善を推進していきます。

グローバル化に対応した人材育成に向けた国際化・情報化への対応の推進では、中学生全員を対象とした英検I B Aテストの実施や外国語指導助手（ALT）の配置などをしたほか、市内11校の小学校と1校の中学校が、台湾嘉義市をはじめとする外国の小中学校と、インターネットを介した交流や、児童生徒作品等を台湾の学校へ送る交流を行いました。今後は、小学校においては、音声に慣れ親しむ活動から「読むこと・書くこと」につなげていく指導方法の改善を進めるとともに、中学校においては、異文化理解・国際交流活動の充実・促進のために、英語による言語活動の時間の割合を増やし、インターネット等を活用した台湾との交流が進むよう働きかけを行っていく必要があります。

また、情報化への対応では、ICTを効果的に活用できる環境の充実を図るため、小中学校全ての児童生徒が1人1台タブレット端末を利用できるよう整備したほか、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、ドリル教材や授業支援ソフトの活用、情報モラル教育の推進に取り組んできました。教員の研修についても多様な内容で支援してきましたが、各学校の教員のICT活用状況には個人差があるほか、SNSに関わる児童生徒のトラブルの発生もみられます。今後は、教員のICT活用スキルの向上をさらに支援していくほか、情報モラル教育をさらに充実させる必要があります。

特別支援教育の推進では、特別支援教育支援員の配置を進めたほか、療育施設等の保護者を対象に就学に関する特別支援教育に関する情報提供や、教育支援委員会に子育て支援課も参画することで、教育・子育ての連携の強化を図りました。こうした中、特別な支援を必要とする児童生徒は増加しているほか、教育的ニーズも多様化しており、児童生徒一人一人に対応した教育の提供や保護者の希望に沿った対応の充実が求められています。

② 「豊かな心」の育成

志を高く持ち、これからの人生を逞しく生き抜こうとする自覚・意欲の向上を図るため、立志式や1/2成人式を開催したほか、適切な職業観、勤労観の育成を図るため、職場見学・職場体験を実施してきました。また、小中学生のリーダー性、自己肯定感を育成するため、中学校リーダー研修会や小中学校における児童会、生徒会の交流を実施しました。これらは、児童会や生徒会活動の活性化につながり、児童生徒のリーダーが着実に成長しています。令和2年度以降ではコロナ禍に

よる行事の延期や中止が余儀なくされました。今後、児童生徒の学びの機会を保障するためにも、ICTを活用するなど、時期や実施方法の見直しなどの工夫が必要となっています。

また、生徒指導の推進では、いじめ・問題行動をなくすための取組や不登校減少への取組が実施されました。しかし、新型コロナウイルスの影響もあり、ストレスを抱える児童生徒が増加していることなどから、小中学校ともに、暴力行為の発生件数の増加や小学校において問題行動の低年齢化、不登校児童生徒数の増加などが課題となっています。

③ 「健やかな体」の育成

体力・運動能力向上とスポーツを通じた教育の推進では、児童生徒の体力の実態把握、改善目標の設定等を行い、体力の向上を図るため、体力・運動能力調査の実施や体力向上プログラムの策定・実施などを行っています。しかし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行拡大の影響を受け、各学校における十分な取組が実施できなかったため、今後は、「学校の新しい生活様式」を参考に、感染防止を図りながら、重点種目を定め、継続的な取組を推進していくことが求められます。

食育・健康教育の推進では、月に1回の「感謝・完食運動」として、食べ物を無駄にしない運動取組を実施したほか、栄養教諭が食育・健康教育の指導を行いました。また、「早寝・早起き・朝ごはん」運動の啓発を実施しました。しかし、栄養教諭が配置されていない学校では担当栄養教諭等との連携が不十分な学校があるなどの課題がみられています。

④ 信頼される学校づくり

学校の自主性・自律性の確立では、学校評価の更なる機能化を図るとともに、学校の組織的・継続的な改善につなげるため、学校評価表や業績評価書に基づき、指導・支援を行いました。この結果、学校評価が役に立つと感じている教職員の割合は85%を超え、一定の成果が見られます。今後も、学校評価がより効果的に活用されるよう、改善を図る必要があります。

また、教職員が力を発揮できる環境の整備では、教職員が持っている力を最大限発揮し、生き生きと教育活動に取り組むことができるよう、平成30年10月に策定した「学校における働き方改革取組方針」に基づいた施策を展開しており、統合型校務支援システムの導入による、業務のICT化や、教務事務支援員の配置、勤務時間管理の徹底と働き方に関する意識改革などに取り組みました。働き方改革に関しては、一定の成果が表れているものの、時間外勤務が月80時間を超える教職員の割合は目標を達成しておらず、時間外勤務が月45時間以下である教職員も依然として過半数となっており、今後も取組を継続していくことが必要です。

(2) 政策の柱 2 学校・家庭・地域の協働による教育環境づくり

① 家庭・地域の教育力の向上と活用

家庭・地域の教育力の向上と活用では、子どもの成長段階に応じた学習機会を提供する家庭教育講座の開催、家庭教育関係団体への支援などを行いましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により対面による開催が困難となることも多く、新たな手法の検討が必要であるほか、人材の資質向上や新たな人材確保も必要となっています。

また、放課後子供教室については、学校、PTA、地域の関係者などで構成する実行委員会を組織し、市内13小学校で開設・運営しています。新型コロナウイルスの感染対策を徹底し、安全安

心な教室運営に努める中で、子どもたちが興味を持って取り組むことができる新しいプログラムの開発や放課後児童クラブとの連携強化も必要となっています。

学校と地域の協働活動の促進では、学校と地域の連携・協働体制を市内 14 校で構築し、ボランティアによる学校支援活動等を行っています。今後は、コミュニティ・スクール導入に向け、地域教育支援活動促進事業を基盤に、学校支援地域本部を組織化することが求められており、実施校を増やす取組が重要となります。また、核となる人材（地域コーディネーター）の発掘・育成も必要です。

② 地域との協働による青少年の健全育成

地域との協働による青少年の健全育成では、青少年の非行・被害等防止活動や、青少年を取り巻く有害環境対策、青少年の社会を生き抜く力を育む体験活動等の推進・促進などを行っています。

また、電子メディアに関わる問題から、青少年を守るとともに、正しく使いこなせる力を育てていくため、学校・保護者・地域・団体及び行政が協働・連携して対策を講じてきました。今後は、小・中学校におけるインターネット等 I C T の利活用が進むことから、家庭でのソーシャルメディアとのつきあい方を学ぶ場の創設などの対策が必要です。

（3）政策の柱 3 安全・安心で良好な学校施設の整備

安全・安心で良好な学校施設の整備では、校舎が耐震性を有していない市内 3 つの小学校については、仮校舎を整備し、安全確保を図りました。また、市内小中学校のトイレ洋式化については、目標を前倒しで達成しており、今後も、尾道市学校施設長寿命化計画に基づき、大規模改修に合わせて改善を進めることとしています。なお、建築年数が経過した学校施設が多く、計画的な大規模改修等が必要となっているほか、小中学校の理科室などの特別教室へのエアコン整備についても対応する必要があります。

学校給食施設の整備充実については、計画的な整備と、中学校給食の全員給食実施に向けて、施設整備計画を策定しました。中学校での全員給食開始に向けては、給食調理場の整備のみならず、学校等と十分に連携する必要があります。

幼保一体化に向けた施設整備の推進については、保護者の多様なニーズに対応するため、幼稚園と保育所の両方の機能を併せもつ認定こども園の設置を進め、「尾道市就学前教育・保育再編計画」の着実な推進を図る必要があります。

（4）政策の柱 4 集い・学び・生かす生涯学習の推進

① 多彩で活力あふれる生涯学習の充実

多彩で活力あふれる生涯学習の充実では、生きがいや人づくりをテーマとしたおのみち市民大学講座をはじめ、公民館や勤労青少年ホームにおいて主催講座等を実施しました。また、まちづくりリーダーの養成やボランティア活動の促進といった社会的課題や地域課題の解決をテーマにした講座・講演会を実施しました。今後は、教養の習得や生きがいづくりのための講座だけでなく、社会的課題や地域課題に対する講座・講演会を実施することで、市民のまちづくりへの意識の向上を喚起する必要があります。また、最新の生涯学習情報を分かりやすく市民等に提供することも重要です。

なお、生涯学習の地域拠点となる公民館等は、災害時の避難所に指定されていることもあり、空調機器の更新やトイレの洋式化を行いました。また、耐震性が十分でない土生公民館を新築移転し、供用開始しました。

学習成果の活用については、学習成果を発表する場の確保及び創出や、地域課題解決のための学習支援や講座の開催、地域教育ボランティアの発掘・養成により、地域の教育力向上に向けた活用を推進しています。しかし、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で開催が難しく、公民館活動の成果発表の場がありませんでした。一部の公民館では、地域課題や地域特性をテーマとした講座が実施できているため、他の公民館での実施が進むような取組が必要です。

② スポーツを楽しむ体力と健康を増進する環境づくり

スポーツを楽しむ体力と健康を増進する環境づくりについては、スポーツ・ツーリズムの振興や、世代を超えたスポーツ交流、地域間のスポーツ交流、姉妹都市等とのスポーツ交流などを行ってききましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、多くのスポーツイベントが中止となりました。今後は、アフターコロナを見据えたスポーツ交流の在り方を模索する必要があります。

また、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進では、スポーツ大会・教室等の実施及び関係団体活動の支援、総合型地域スポーツクラブの普及及び支援、障害のある人のスポーツへの参加機会の拡大、競技スポーツの向上、スポーツ施設の整備などに取り組んできました。令和2年度はコロナ禍の影響により、スポーツ施設利用者が大幅に減少するなど、多様な市民がスポーツ活動に取り組む環境が整いませんでした。スポーツ関連団体でも委員の高齢化が進み、人数も減少傾向にあるため、世代交代など、体制の刷新が求められるほか、新たな総合型地域スポーツクラブの創設に努める必要があります。また、学校の生徒数が減り、部活動の継続が困難になっているため、関係部署と協力しながら受け皿づくりを行っていく必要があります。スポーツ施設の整備に関しては、施設の老朽化への対応が必要な個所が増加しているほか、既存施設にはバリアフリー化に十分対応していない施設もあり、課題となっています。

(5) 政策の柱 5 歴史・文化・芸術の継承と創造

心豊かな感性を育む芸術・文化活動の推進では、読書活動等の支援や、絵のまち尾道四季展事業などの芸術活動の推進、美術館における魅力ある展覧会の開催などに取り組んでいます。コロナ禍の影響により図書館、美術館については閉館期間があったことで、利用者が縮小したものの、図書館では貸出点数上限を引き上げるなど、利用者の利便性向上を図る等の対応を行いました。今後は、新型コロナウイルス対策を行い、新しい生活様式に対応した取組を拡大するとともに、より市民に親しまれる企画を開催していく必要があります。

誇りある歴史・文化・芸術の継承と活用では、文化財愛護精神育成や、文化財保存活用、地域ゆかりの美術品等の収集・調査研究・活用などを行いました。児童数の減少による文化財愛護の活動への参加者が減少しているほか、令和2年度のコロナ禍の影響等により、勾玉づくり等の体験学習や洋上セミナーなどの体験学習の実施が困難な状況となるなど、文化財愛護精神の育成に取り組む機会の減少が生じています。また、文化財の保存活用では、国宝・重要文化財(建造物)の保存修理及び防災整備は計画的に取り組んでいるものの、観光等への活用が十分に行えていません。

2 市全体で連携して取り組む教育施策の推進

(1) 国際交流の推進

海外の友好交流都市との交流、サイクリング等を通じたスポーツ交流、教育現場における海外の学校との交流など、交流の相手方や内容も、国内外を問わず多方面にわたっています。

国際交流推進事業では、国際交流推進協議会への助成による交流イベント、ホームステイ受入れ、国際理解の推進に対する支援を行ったほか、尾道市立大学の国際交流センター運営委員会主催で「留学生報告&地域交流会」「異文化交流会（BBQ大会）」等を開催し、外国人留学生と市民等との交流を図っています。

しかし、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の流行により行事を中止したため、交流が図れていないなどの問題も生じており、with コロナ時代の交流のあり方を検討し、オンライン会議ツール等の活用など、リアルとバーチャルの組み合わせによる新たな交流のかたちを模索することで、グローバル社会に適応した国際的な視野を持つ人材の育成を継続的に取り組んでいくことが求められます。

(2) 日本遺産認定をはじめとした本市の特性を生かした芸術・文化活動の連携の推進

本市は、美しい景観を市民の共有財産として守り、育てるため、尾道市景観条例、尾道市屋外広告物条例を制定するとともに、市内全域を景観計画区域に指定し、良好な景観形成のための取組を進めています。また、尾道市歴史文化基本構想や歴史的風致維持向上計画に基づき、市民等と行政が協働により、景観と歴史・文化を活かしたまちづくりに継続して取り組んだ結果、文化庁長官表彰（文化芸術創造都市部門）の受賞や全国最多3つの日本遺産認定につながりました。

こうした地域の景観資源や市内に多く存在する寺社等、文化財の保存・活用をしながら、文化財の愛護精神の育成・醸成に取り組んできたほか、これら地域資源や文化芸術施設等を活かした芸術・文化体験の充実などにも取り組んできました。

今後も、先人の残した「景観」や「歴史」、「文化」、「芸術」という財産をまちづくりや教育に活かせるよう、官民が連携し、継続した保全・活用を進めていく必要があります。

(3) 尾道市立大学をはじめとした高等教育機関との連携による生涯学習機会の充実

生涯学習においては、多岐にわたる市民の学習ニーズに対応し、まちづくりに資する人材を育成するため、尾道市立大学と連携し、大学施設及び知的資源を活用し、市民公開講座、発表会、講演会等を開催することにより市民交流の促進、生涯学習の充実を図るとともに、教育・研究・地域貢献を通して、まちづくりに資する人材育成に取り組んできました。

今後も、情報リテラシーの向上や電子メディアの活用を図りながら、多岐にわたる市民の学習ニーズに対応した各種講座や講演会等を実施していくなど、生涯学習機会の充実を図るとともに、主体的な学びの創造を目指す必要があります。

(4) まちづくりに資する人材育成に関する連携の推進

上述した通り、尾道市立大学との連携によるまちづくり人材の育成も図られていますが、社会環境の変化による地域課題の多様化・複雑化やまちづくり団体の担い手不足など、協働のまちづくりに参画する人材の確保・育成がさらに求められています。

まちづくりに資する人材育成をさらに進めていくためには、ホームページや SNS 等の I C T 技術を有効活用した効果的な市政情報の発信や、双方向のコミュニケーションによる市民活動に関する情報の共有によって、新たな人材の参入を図り、課題の解決につなげていく必要があります。

(5) 防災・安全に関する連携の推進

平成 23 年に発生した東日本大震災や平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨災害など、近年、自然災害が多発しており、ハード・ソフト両面から総合的な防災・減災対策が必要です。

本市では、市民の防災意識の高揚を図り、自主防災活動を促進するとともに、防災拠点施設の整備や、デジタル防災無線と防災アプリ等の情報伝達手段の多様化、避難所環境の改善や防災備蓄品の整備、災害対応力の向上など、防災体制の充実・強化に取り組んできました。

また、防犯・交通安全については、街頭犯罪抑止へ向けた取組や、自転車の安全利用の促進、子どもや高齢者の交通事故防止対策等が取り組まれています。今後とも、警察や関係団体と連携し、防犯意識の高揚を図るとともに、交通安全施設（ガードレール等）や通学路の安全対策を充実させるなど、子ども等の交通事故を防止し、安全で快適な交通環境の実現が求められます。

(6) 就学前教育や放課後対策に関する連携の推進

核家族化の進行や人のつながりの希薄化等の社会環境の変化の中で、安心して子どもを産み育てられる環境の整備が求められています。

本市においては、これまで、保護者の就労を支える就学前教育・保育施設や、放課後児童クラブの量の拡充、質の向上のための保育士等の人材確保に取り組んできました。

特に、地域ボランティア（指導員）の協力を得て、放課後等に子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設けるとともに、豊かな体験の場を提供することにより、心豊かでたくましい子どもたちを育てる環境づくりを推進するため、市内 13 小学校区で放課後子供教室を実施するなど、尾道市独自の取組も展開しています。

また、多様化する保護者ニーズや、新型コロナウイルス感染拡大防止対策としての新しい生活様式に対応するため、保育や子育て相談のオンラインによる実施や、保育園専用アプリの導入など、I C T を活用した子育て支援サービスの充実に取り組んでいます。

今後、健やかな子どもの成長を支えるためには、医療的ケアの必要な児童への保育提供体制を確保する必要があります。

(7) 子どもの貧困対策に関する連携の推進

近年、子どもの貧困が大きな社会問題となっている中、その実態は見えにくく捉えにくくなっています。貧困の連鎖によって、将来の夢や希望が閉ざされることのないよう、本市では、就学援助世帯を対象に子どもの学習支援事業を実施することで、すべての世帯において高校進学を実現しています。

今後は、子どもの生活実態を十分把握した上で、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、部署の枠を超えた子どもの貧困問題に対する調査及び研究や、実効性のある総合的な対策の企画・立案を行う体制を整えるとともに、家庭、地域、行政が一体となって必要な環境を整備し、総合的に取り組むことが求められています。

尾道市教育大綱

平成29年3月

目 次

第1	策定の趣旨	1
第2	大綱の位置付け	2
第3	計画期間	2
第4	教育施策の方針	3
1	「尾道教育総合推進計画」の着実な推進	3
2	市全体で連携して取り組む教育施策の推進	5

第1 策定の趣旨

本市を取り巻く環境は、人口減少と少子高齢化の進行、グローバル化の進展等、大きく変化しています。

このような環境の変化に対応するため、本市では、平成27年10月に「尾道市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少克服・地方創生を目的とした取組を進めています。

さらに、本市が目指すべき姿と進むべき道筋を明らかにするため、平成29年度から10年間を計画期間として、新たな総合計画を策定しました。

総合計画では、「元気あふれ 人がつながり 安心して暮らせる ～誇れるまち 『尾道』～」を目指すべき都市像として掲げています。

この都市像を実現するためには、「魅力ある人材が育ち、地域に愛着と誇りを持てるまちづくり」を推進していかなければなりません。

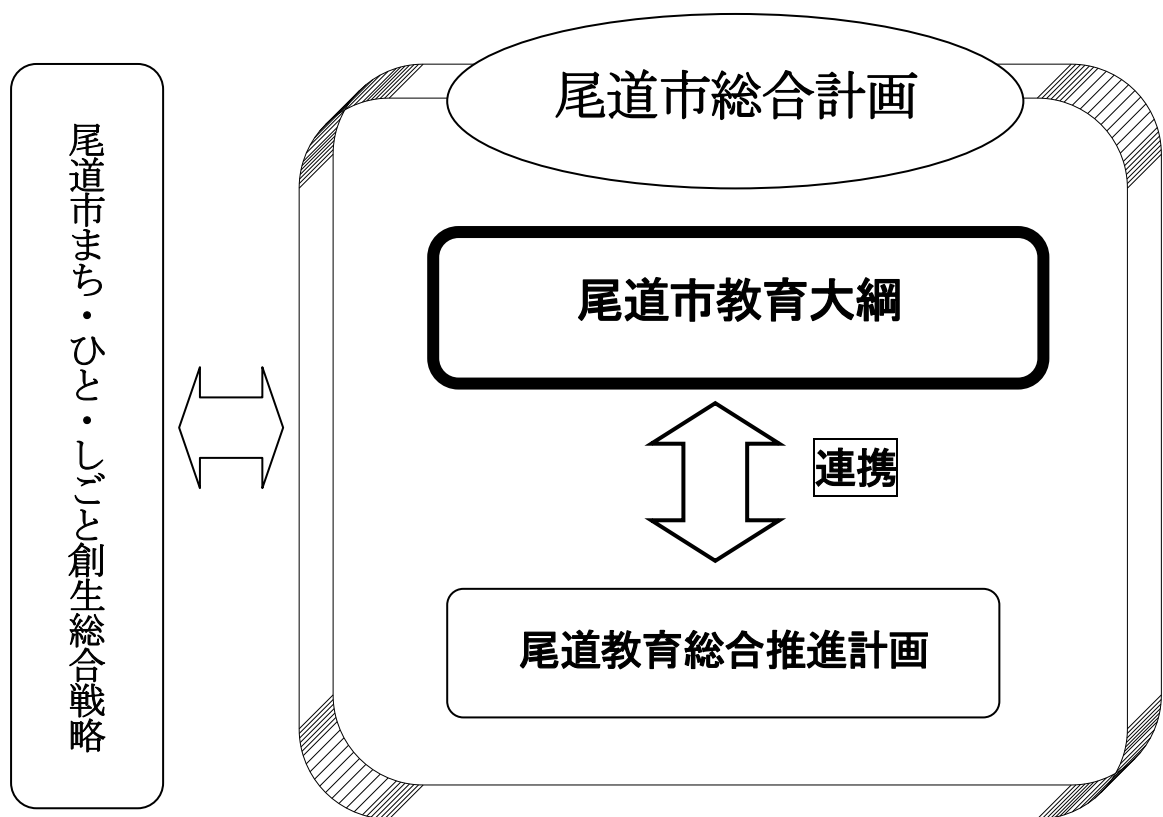
人口減少社会が到来する中で、地域の将来を支える人材の育成がこれまで以上に重要であり、そのためには、愛着と誇りが持てるまちづくりを推進するとともに、個性と創造性に富み、グローバルに躍動する、魅力ある人材の育成が必要です。

このため、地域の未来を担う子どもたちへの教育の充実を図るとともに、地域全体で子どもの教育を支援する体制づくりが求められます。

このような視点に基づき、本市の教育施策の進むべき方向性について、市と教育委員会が認識を共有し、施策を連携して推進するため、教育大綱を策定したものです。

第2 大綱の位置付け

「尾道市教育大綱」は、本市の教育行政の目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、総合教育会議において教育委員会との協議を経て、市長が定めるものです。



第3 計画期間

「尾道市教育大綱」の計画期間は、尾道市総合計画及び尾道教育総合推進計画との整合性を図るため、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

第4 教育施策の方針

1 「尾道教育総合推進計画」の着実な推進

本市では、教育委員会において「尾道教育総合推進計画」を策定しています。

この計画は、「尾道市総合計画」に基づいて策定しており、学校教育や生涯学習等の教育行政について、目標や方針を定めるとともに、事業施策を展開しています。

本市の未来を担う子どもたちへの教育の充実を図り、市民の皆さんが生きがいを持って活躍していただけるよう、「尾道教育総合推進計画」を着実に推進します。

「尾道教育総合推進計画」

政策の柱1 夢と志を抱きグローバル社会を生き抜く子どもの育成

「尾道教育みらいプラン2」

学校教育を通じて、尾道への郷土愛を醸成し、将来自立して、社会に貢献できる人材を育成していくために、今日的課題に即した効果的で質の高い事業を展開し、学力・体力の向上や豊かな心の育成に向けた教育活動をより一層充実させる取組を推進します。

さらに、学校の自主性・自律性を確立し、地域に開かれ、地域とともにある信頼される学校づくりを実現します。

政策の柱2 学校・家庭・地域の協働による教育環境づくり

人との関わりの希薄化による社会性や規範意識の欠如、また、電子メディアやインターネットの普及等による子どもや青少年の心身、行動への悪影響等が課題となっています。これらの社会的課題を解決するために、学校・家庭・地域のさらなる連携、協働によって、一体となって子どもたちを育む取組を推進します。

政策の柱3 安全・安心で良好な学校施設の整備

耐震性がない建物の耐震化、屋内運動場の非構造部材等の耐震対策、老朽化が進んでいる建物の老朽対策などとともに、トイレの洋式化など時代のニーズに対応した施設整備、

学校給食施設の老朽化対策やドライシステム化等の施設整備を推進し、安全・安心で良好な学校施設の整備を推進します。

政策の柱4 集い・学び・生かす生涯学習の推進

多岐にわたる市民の学習ニーズへの対応や、地域の課題を解決する地域活動を行う人材の育成を図り、学びの成果を地域社会でお互いに生かしていくよう、学習成果の活用に向けた取組の充実を図ります。

心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進のため、広く市民がその適性等に応じて「いつでも、どこでも、誰でも」スポーツを楽しむことができる環境づくりを引き続き推進します。

また、2019年のラグビーワールドカップや2020年の東京オリンピック・パラリンピック等の開催を絶好の機会と捉え、市民のスポーツへの機運の醸成を図ります。

政策の柱5 歴史・文化・芸術の継承と創造

本市のすぐれた芸術・文化の継承に向け、国宝、重要文化財、登録文化財等、数多くの文化財を計画的に保存・活用するとともに、日本遺産に認定されたことを活かし、文化財愛護精神の普及に努めます。

芸術・文化活動の推進では、魅力ある展覧会の開催等により市立美術館の入館者の増加等成果をあげており、今後も市民が芸術・文化に触れ親しむ機会を創出する取組を推進します。

2 市全体で連携して取り組む教育施策の推進

教育は、学校教育、生涯学習、芸術・文化、スポーツなど多岐にわたっており、さらに子育て施策をはじめ、市の多くの施策と関連しています。

このため、教育施策について、教育委員会のみならず、市全体で連携して取組を推進します。

主な連携施策

(1) 国際交流の推進

(尾道市総合計画基本計画施策目標 2-1-2 国内外との交流が活発に行われている)

海外からの留学生の受入や海外の学校との交流、外国人との交流イベントなどを通じ、本市を訪れる外国人と市民との（文化）交流を推進します。

このような機会を捉え、グローバル社会に適応した国際的な視野を持つ人材の育成に取り組めます。

(2) 日本遺産認定をはじめとした本市の特性を生かした芸術・文化活動の連携の推進

(尾道市総合計画基本計画施策目標 3-1-1 歴史・文化・芸術が継承され、活かされている)

市内に多く存在する寺社等、文化財の保存・活用をしながら、日本遺産に認定されたことを活かし、文化財を愛護する精神の育成・醸成を促進します。

市民の音楽、絵画、舞踊等の芸術創造活動への支援、子どもの芸術・文化体験の充実など、芸術・文化活動の支援・充実を推進します。

(3) 尾道市立大学をはじめとした高等教育機関との連携による生涯学習機会の充実

(尾道市総合計画基本計画施策目標 3-3-1 いつでも学べる環境が整っている)

生涯学習においては、多岐にわたる市民の学習ニーズに対応し、まちづくりに資する人材を育成するため、生涯学習の充実を図るとともに、主体的な学びの創造を推進します。

このため、尾道市立大学と連携し、大学施設及び知的資源を活用した市民公開講座、発表会、講演会などにより市民交流の促進、生涯学習の充実を図るとともに、教育・研究・地域貢献を通して、まちづくりに資する人材育成の取組を推進します。

(4) まちづくりに資する人材育成に関する連携の推進

(尾道市総合計画基本計画施策目標 4-1-1 協働のまちづくりの意識が定着している)

社会環境の変化による地域課題の多様化・複雑化やまちづくり団体の担い手不足などの課題解決のため、市民を対象とした講座の開催、中心的役割を担う人材や活動団体への研修・ワークショップ等を通じ、地域を支える人材を育成します。

(5) 防災・安全に関する連携の推進

(尾道市総合計画基本計画施策目標 5-2-1 防災・防犯・交通安全体制が充実している)

子どもたちを災害や犯罪などの危険から守り、安心して暮らせるまちづくりを推進するために、防災・防犯意識の高揚を図るとともに、防災・防犯体制の充実を推進します。

また、交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設（ガードレール等）や通学路の安全対策を充実させるなど、子ども等の交通事故を防止し、安全で快適な交通環境の実現を推進します。

(6) 就学前教育や放課後対策に関する連携の推進

(尾道市総合計画基本計画施策目標 6-1-1 安心して子どもを産み育てられる環境が整備されている)

核家族化の進行や人のつながりの希薄化等の社会環境の変化の中で、安心して子どもを産み育てられる環境を整備するため、就学前教育・保育施設の充実や放課後対策など子ども・子育て支援体制の充実に取り組みます。

(7) 子どもの貧困対策に関する連携の推進

(尾道市総合計画基本計画施策目標 6-1-1 安心して子どもを産み育てられる環境が整備されている)

子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることなく、すべての子どもが夢と希望を持って成長することができる環境づくりを図るため、子どもの生活の実態把握と適切な対策を推進します。

第2次尾道市教育大綱

【骨子案】

令和 年 月

第1 策定の趣旨

本市を取り巻く環境は、人口減少と少子高齢化の進行、グローバル化の進展等、大きく変化する中で、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大が、人々の行動様式の変容を迫るなど、大きな転換点を迎えています。

このような環境の変化に対応するため、本市では、令和2年3月に「第2期尾道市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少克服・地方創生を目的とした取組を進めています。

さらに、本市が目指すべき姿と進むべき道筋を明らかにするため、平成29年度から10年間を計画期間として、「尾道市総合計画」を平成29年3月に策定し、令和4年3月には、令和4年度以降の5年間の取組方針を示す後期基本計画を策定しました。

総合計画では、「元気あふれ 人がつながり 安心して暮らせる ～誇れるまち『尾道』～」を目指すべき都市像として掲げており、その実現に向けて、まちづくりの基本的方向の一つとして、「魅力ある人材が育ち、地域に愛着と誇りを持てるまちづくり」、政策目標として「心豊かな人材を育むまち」を設定し、人材育成に力を入れていくこととしています。

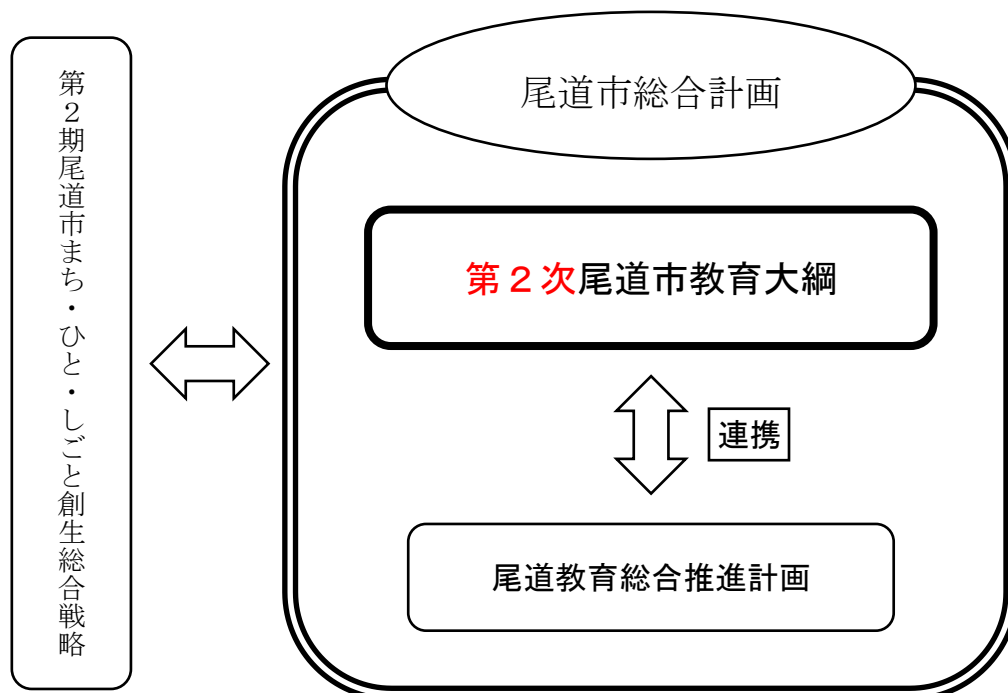
人口減少社会が現実化する中で、本市が持続的に発展していくためには、将来を支える人材の育成がこれまで以上に重要となります。

本市においては、愛着と誇りが持てるまちづくりを推進するとともに、個性と創造性に富み、グローバルに躍動する、魅力ある人材の育成が必要となるため、未来を担う子どもたちへの教育の充実を図るとともに、市を挙げて、子どもの教育を支援する体制づくりを推進していくことが求められています。

このような視点に基づき、本市の教育施策の進むべき方向性について、市と教育委員会が認識を共有し、施策を連携して推進するため、第2次尾道市教育大綱を策定したものです。

第2 大綱の位置付け

「第2次尾道市教育大綱」は、本市の教育行政の目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、総合教育会議において教育委員会との協議を経て、市長が定めるものです。



第3 計画期間

「第2次尾道市教育大綱」の計画期間は、尾道市総合計画及び尾道教育総合推進計画との整合性を図るため、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

第4 教育大綱の方向性

1 尾道市教育の基本理念

本市総合計画では、教育に係るまちづくりの基本的方向として、「魅力ある人材が育ち、地域に愛着と誇りを持てるまちづくり」を掲げ、その方向に沿って、政策目標として「心豊かな人材を育むまち」を設定しています。

尾道市総合計画は本教育大綱の上位計画であることから、その考え方を踏まえ、教育分野の今日的な課題や尾道市教育の特性を発揮できるよう、以下の3つの視点を踏まえ、本市教育の基本理念を定めます。

【視点】

① SDGsの取組

世界全体で平成12年までに持続可能な社会を達成することを目指し、平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」の取組が推進されています。

こうした国際的な動向も踏まえ、地域や地球全体の未来のことを考えて行動できる人を育てる「持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）」の視点を踏まえた教育活動を展開します。

② シビックプライドの醸成

本市では、「自分たちのまちに誇りを持ち、住み続けたいまちづくり」を推進しています。その実現に向け、尾道を知り、尾道を体感し、尾道のために行動できる「シビックプライド」を持つ人財の育成を実現する教育を推進します。

③ 社会経済情勢の急速な変化への対応

全国的な人口減少・少子高齢化の進行に加え、情報通信や交通分野での技術革新に伴うグローバル化の加速、AI/IoT、5G等の技術革新に伴うあらゆる分野におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）と呼ばれる潮流の到来によるスマートシティ化、さらには新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う人々の行動の変容といった多様な変化が急速に進みつつあります。

教育分野においても、こうした社会経済情勢の急速な変化に的確に対応してまいります。

【基本理念】

「尾道に愛着と誇りを持ち グローバルに躍動する人づくり」

2 教育政策の柱

(1) 学校教育 「夢と志を抱き、グローバル社会を生き抜く子どもの育成」

(2) 生涯学習 「人生 100 年時代に、学び続け活躍できる人材の育成」

3 教育政策の体系

(1) 夢と志を抱き、グローバル社会を生き抜く子どもの育成

- ① 確かな学力の育成
- ② 豊かな心の育成
- ③ 健やかな体の育成

(2) 教育を取り巻く環境の充実に向けた取組の推進

- ① 信頼される学校づくり
 - a. 家庭や地域とともにある学校づくり
 - b. 教職員の働き方改革
- ② 安全・安心な教育環境の推進
 - a. 学校安全の推進
 - b. 防災教育の推進
 - c. 学校・家庭・地域の連携による子どもたちの健全育成の推進
- ③ 「誰一人取り残さない」取組の推進
 - a. 子どもの貧困への取組
 - b. いじめ問題への取組
 - c. 障害のある子どもへの取組

(3) 生涯学習・スポーツ・芸術の推進

- ① 人生 100 年時代に、学び続け活躍できる生涯学習の推進
- ② 地域を支える人材の育成
- ③ スポーツの推進
- ④ 芸術・文化等の継承と創造

【関係法規】**○教育基本法**

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

(平二六法七六・追加)

(総合教育会議)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)